

『電子ギフトカード(プリペイドカード型電子マネー)』を 買わせる詐欺に要注意!

詐欺の集金方法として、利用者が特定されてしまう預金口座への振り込みやクレジットカード決済にかわり、誰が利用したかわからない、電子ギフトカード(プリペイドカード型電子マネー)を悪用する手口が、全国的に急増しています。

◎ 警察庁の発表によれば、平成26年1月～6月には被害額は660万円程度であったものが、後半から急増し、同年7月～12月は8,490万円、平成27年1月～6月は1億9,520万円、更に同年7月～12月は3億8,970万円と急増しています。但馬地域では、平成26年度は相談が3件で被害額は合計29万7千円、27年度(2月19日現在)は相談が9件で、内被害は5件で被害額は合計361万5千円と増加しています。

電子ギフトカード(プリペイドカード型電子マネー)を利用するには、コンビニや量販店でお金を支払って、ID番号と金額が記載されたカードを購入します。このID番号を、ショッピングサイトやゲームサイトで入力すれば、カードの金額の範囲で、音楽や書籍、ゲームのアイテムが買えます。カードの金額は3,000円～5万円が主流になっていて、ID番号さえわかればカード本体がなくても使えます。

詐欺によりこのID番号を手に入れた犯人は、インターネットで高額商品を買ったり、番号をネットオークションや買い取りサイトで売ったりしています。ID番号があれば、本人確認の必要もなく、誰でも商品やアイテムを利用することができ、「誰がカードを購入したのか」、「誰が使用したのか」を突き止めることが困難です。この「匿名性が高い性質」が犯罪に悪用されています。(詳細は処方箋60号を参照)

全国各地で被害が急増している
ので気を付けてネ!



ホットちゃん